

特記仕様書		2	① 仮囲い	① 設ける（位置、延長等は現地打合せによる） ・ 万能鋼板（H= ） ・ 波形鉄板（H= ） ・ 単管シート（H= ） ・ 防音シート（H=3,000 ） ・ 防音パネル（H= ） ・ パネルゲート（W= H= ） × 箇所 ・ シートゲート（W= H= ） × 箇所 ・ 設けない	4	① 再資源化等	[4.4.1] <table><tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>中間処理施設又は再資源化施設の名称等</th><th>所在地（km）</th></tr><tr><td>・ コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ コンクリート及び鉄から成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ アスファルト、コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 金属類</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 小型二次電池</td><td></td><td></td></tr></table>	建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地（km）	・ コンクリート			・ コンクリート及び鉄から成る建設資材			・ アスファルト、コンクリート			・ 金属類			・ 小型二次電池			6	① 共通事項	[6.1.2] 施工一般 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。																																																													
建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地（km）																																																																																							
・ コンクリート																																																																																									
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																																									
・ アスファルト、コンクリート																																																																																									
・ 金属類																																																																																									
・ 小型二次電池																																																																																									
I 工事概要		仮設工事	② 騒音、防塵等の対策 [2.2.1] ③ 交通誘導員 ④ 監督職員事務所 ⑤ 工事表示板 ⑥ 工事用水 ⑦ 工事用電力 ⑧ 工事用通路 ⑨ 足場等	② 設ける（適用範囲、高さ等は現地打合せによる） ・ 防音パネル ・ 防音シート ・ 設けない ・ 配置する（ 日 × 人 = 人日） ・ 配置しない ・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する（規模 m程度） ・ 備え付ける備品（ ） ※ 設けない ※ 工事表示板 枚 事業コスト表示板 枚 ※ 建設リサイクル法による標識を設置する。 構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない 構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない ※ 指定しない ・ 指定する（図示） 内部足場 ・ 設置する 外部足場 ※ 設置する 防護シート ※ 設ける（※ 防音シート ・ その他） ・ 設けない 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日）に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 ・ 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ・ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ・ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。	2. 産業廃棄物 広域認定制度の活用 3. 最終処分 4. 処分に注意を要する 建設廃棄物	[4.4.2] <table><tr><th>種類</th><th>所在地等（km）</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> [4.4.3] <table><tr><th>種類</th><th>受入施設名称等</th><th>所在地（Km）</th><th>備考</th></tr><tr><td>・（安定型）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・（管理型）（遮断型）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 1～3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること	種類	所在地等（km）			種類	受入施設名称等	所在地（Km）	備考	・（安定型）				・（管理型）（遮断型）				② 除去工事 共通事項	[6.1.3] 施工調査 ※ 行う（調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。） 調査箇所 ※ 図示 ・（ ） 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 ・ 行わない。 石綿含有分析 ※ 行う（分析結果は監督職員に提出する。） 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中の石綿含有測定法」による。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>定性分析</th><th>定量分析</th></tr><tr><td></td><td>・（試料数： ）</td><td>・（試料数： ）</td></tr><tr><td></td><td>・（試料数： ）</td><td>・（試料数： ）</td></tr><tr><td></td><td>・（試料数： ）</td><td>・（試料数： ）</td></tr><tr><td></td><td>・（試料数： ）</td><td>・（試料数： ）</td></tr></table> ・ 行わない 石綿粉じん濃度測定 ・ 行う（測定する時期・場所等は下表による） 「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部― ：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。 <table><tr><th>適用 名称</th><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定点 （各施工箇所ごと）</th><th>室 名 等</th></tr><tr><td>・ 測定 1</td><td>処理作業前</td><td>処理作業室内（注1）</td><td>※2点 ※2点 ※2点 ※2点</td><td>・点 ・点 ・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 2</td><td></td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>※2点 ※2点</td><td>・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 3</td><td>処理作業中</td><td>処理作業室内（注1）</td><td>※2点 ※2点 ※2点</td><td>・点 ・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 4</td><td></td><td>セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）</td><td>※1点 ※1点 ※1点</td><td>・点 ・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 5</td><td></td><td>負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）</td><td>※1点 ※1点 ※1点</td><td>・点 ・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 6</td><td></td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>※2点 ※2点</td><td>・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 7</td><td>処理作業後シート撤去前</td><td>処理作業室内</td><td>※2点 ※2点 ※2点</td><td>・点 ・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 8</td><td></td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>※2点 ※2点</td><td>・点 ・点</td></tr><tr><td>・ 測定 9</td><td>処理作業後シート撤去後</td><td>処理作業室内</td><td>※2点 ※2点 ※2点</td><td>・点 ・点 ・点</td></tr></table> 測 定 点 総 計 点 注1：周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。 ・ 行わない。	材 料 名	定性分析	定量分析		・（試料数： ）	・（試料数： ）		・（試料数： ）	・（試料数： ）		・（試料数： ）	・（試料数： ）		・（試料数： ）	・（試料数： ）	適用 名称	測定時期	測定場所	測定点 （各施工箇所ごと）	室 名 等	・ 測定 1	処理作業前	処理作業室内（注1）	※2点 ※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点 ・点	・ 測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点	・ 測定 3	処理作業中	処理作業室内（注1）	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点	・ 測定 4		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	※1点 ※1点 ※1点	・点 ・点 ・点	・ 測定 5		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	※1点 ※1点 ※1点	・点 ・点 ・点	・ 測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点	・ 測定 7	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点	・ 測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点	・ 測定 9	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点
種類	所在地等（km）																																																																																								
種類	受入施設名称等	所在地（Km）	備考																																																																																						
・（安定型）																																																																																									
・（管理型）（遮断型）																																																																																									
材 料 名	定性分析	定量分析																																																																																							
	・（試料数： ）	・（試料数： ）																																																																																							
	・（試料数： ）	・（試料数： ）																																																																																							
	・（試料数： ）	・（試料数： ）																																																																																							
	・（試料数： ）	・（試料数： ）																																																																																							
適用 名称	測定時期	測定場所	測定点 （各施工箇所ごと）	室 名 等																																																																																					
・ 測定 1	処理作業前	処理作業室内（注1）	※2点 ※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点 ・点																																																																																					
・ 測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点																																																																																					
・ 測定 3	処理作業中	処理作業室内（注1）	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点																																																																																					
・ 測定 4		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	※1点 ※1点 ※1点	・点 ・点 ・点																																																																																					
・ 測定 5		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	※1点 ※1点 ※1点	・点 ・点 ・点																																																																																					
・ 測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点																																																																																					
・ 測定 7	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点																																																																																					
・ 測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ※2点	・点 ・点																																																																																					
・ 測定 9	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	※2点 ※2点 ※2点	・点 ・点 ・点																																																																																					
II 建築工事仕様		解体工事	① 解体工法 ② 施工計画書等 [1.2.1, 2] ③ 杭 [3.9.2] ④ 樹木等 [3.11.1] ⑤ 地下埋設物の埋設配管 [3.12.1] ⑥ 解体後の整地 [3.13.1]	② 設ける（適用範囲、高さ等は現地打合せによる） ・ 防音パネル ・ 防音シート ・ 設けない ・ 配置する（ 日 × 人 = 人日） ・ 配置しない ・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する（規模 m程度） ・ 備え付ける備品（ ） ※ 設けない ※ 工事表示板 枚 事業コスト表示板 枚 ※ 建設リサイクル法による標識を設置する。 構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない 構内既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない ※ 指定しない ・ 指定する（図示） 内部足場 ・ 設置する 外部足場 ※ 設置する 防護シート ※ 設ける（※ 防音シート ・ その他） ・ 設けない 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日）に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 ・ 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ・ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ・ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。	5	① 施工調査 [5.1.2] ② 特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画 [5.1.3][1.2.2(1)] ③ PCBを含む機器類等 [5.4.1]	[5.1.2] <table><tr><th>材 料 名</th><th>仕様等（型式、厚さ、数量）</th><th>調査の範囲</th></tr><tr><td></td><td></td><td>※ 図示 ・ 工事対象範囲</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> [5.1.3][1.2.2(1)] ※ 種類別に具体的な処理、回収計画を定め施工計画書に記載する。 特別管理産業廃棄物の種類 ・ 廃石綿 所在地等（km） [5.4.1] PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 ・ 有（数量： ） ・ 無 PCB含有シーリング材 ・ 有（施工範囲は図示） ・ 無 PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。	材 料 名	仕様等（型式、厚さ、数量）	調査の範囲			※ 図示 ・ 工事対象範囲							[6.2.1] 専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 [6.2.2] 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 [6.2.3] 除去業者 業者は、石綿則に基づく教育を受けたものとする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常のないものとする。 [6.2.4] 特別管理産業廃棄物管理責任者 廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。ただし、石綿含有成形板の除去工事を除く。 [6.2.6] 周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」 保護員、保護衣 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。 [6.3.3] 除去した石綿含有物の保管、運搬、処分等 ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、石綿成形板を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ 石綿等の保管場所である旨の表示を行う。																																																																					
材 料 名	仕様等（型式、厚さ、数量）	調査の範囲																																																																																							
		※ 図示 ・ 工事対象範囲																																																																																							
章 項 目 特 記 事 項		解体工事	① 一般事項 ② 適用基準等 ③ 工事実績情報（CORINS）の登録 [1.1.4] ④ 電気保安技術者 [1.3.3] ⑤ 施行中の安全確保 [1.3.7] ⑥ 事故報告 [1.3.8] ⑦ 完成図等 ⑧ 完成写真 ⑨ 工事表示板への請負金額の揭示	・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ・ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ① 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合） [1.1.4] 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。（請負額が2,500万円未満の場合は、受注時のみ） ・ 適用しない ・ 適用する ※ 適用しない [1.3.3] 工事施工に際し、架空線等上空施設及び埋設物について、事前調査禁止対策、事前対策を実施する。 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。 ※ 完成図（作成方法 ※CAD（C-D-R共																																																																																					



付近見取り図

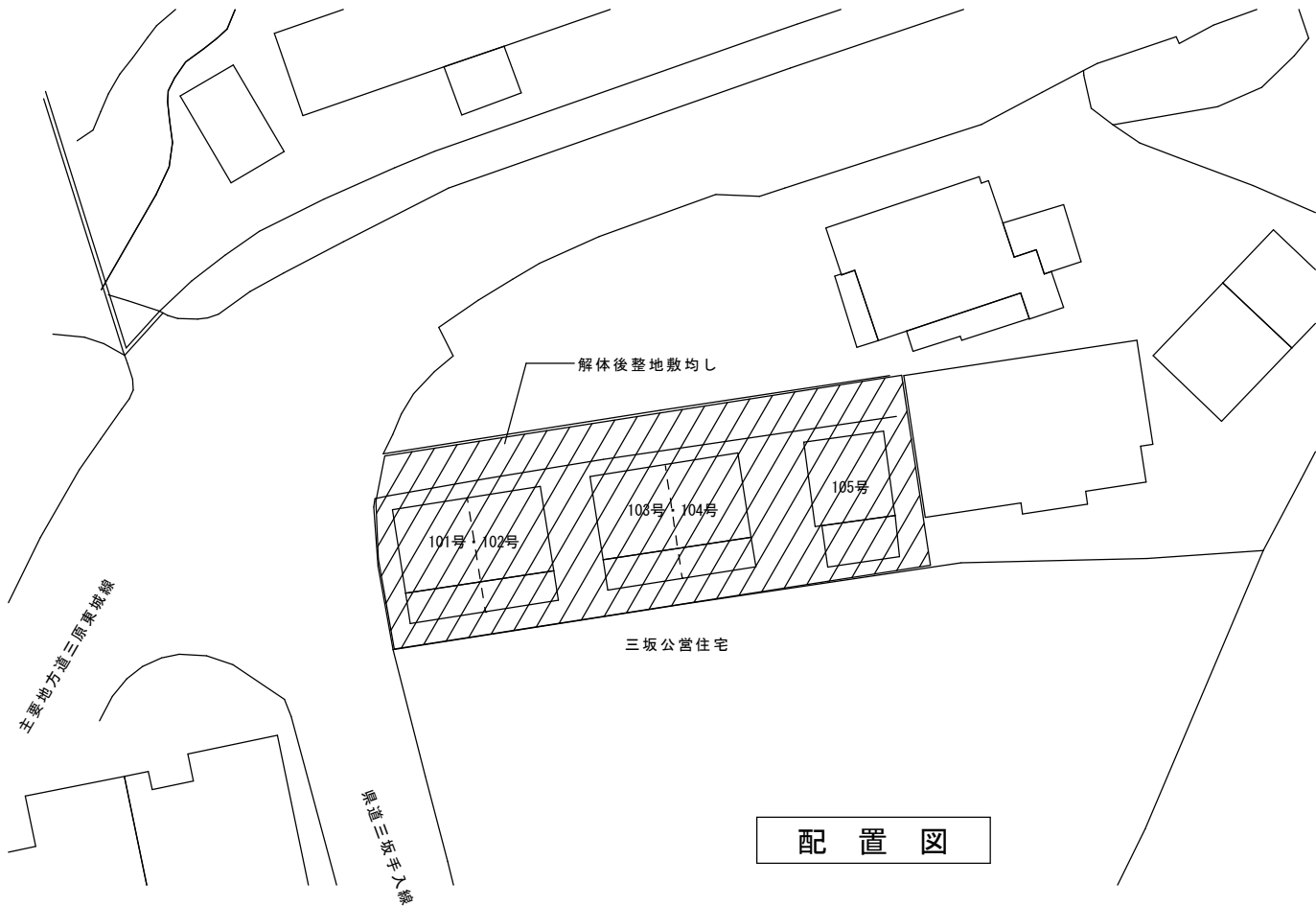
工事内容

- ・建物解体撤去(木造平屋建て)
- ・基礎解体撤去
- ・付属工作物等解体撤去
- ・電気設備撤去
- ・給排水設備撤去
- ・発生材運搬処分
- ・建物跡地、整地敷き均し

解体撤去工事		(㎡)	(㎡)	
	備 考	木造住宅本体	増築部分	建築年度
101号・102号	木造平屋・長屋	59.62	31.2	昭和34年度
103号・104号	木造平屋・長屋	59.62	31.2	昭和34年度
105号	木造平屋・戸建	29.81	15.6	昭和34年度
合 計	(3棟・5戸)	149.05	78.0	

工 事 概 要

工 事 名 称	三坂公営住宅解体撤去工事	外 部 仕 上 表	
工 事 場 所	庄原市東城町三坂704番地2	屋根	鋼板葺き
地域・地区・用途地域	都市計画区域外	軒裏	表し
主 要 用 途	公営住宅	外壁	木板張り 腰：モルタル下地
建 物 概 要	木造平屋 長屋2棟(4戸)、戸建1棟(1戸)		
	計3棟 (5戸) 計149.05㎡		



配 置 図

memo: _____



庄 原 市
SHOBARA CITY

project	三坂公営住宅解体撤去工事	scale	date
subject	工事概要・付近見取り図・配置図	1:200	No. 2

内部仕上表

階	室 名			床		巾木		壁（腰）		天井		廻 縁	備 考
			下 地		下 地		下 地		下 地		天 井 高		
1 階	玄関			土間コンクリート		モ		化粧ベニア	木	石膏ボード		木製	
	洋間		木	フローリング		木製		化粧ベニア	木	石膏ボード		木製	
	和室		木	タタミ敷き		木製		化粧ベニア	木	石膏ボード		木製	
	廊下		木	フローリング		木製		化粧ベニア	木	大平板		木製	
	台所		木	フローリング		木製		化粧ボード	木	大平板			
	浴室		モ	タイル		-		モルタル 腰下タイル	木	大平板		-	
	便所		モ	タイル		-		化粧ベニア	木	ケイカル板			

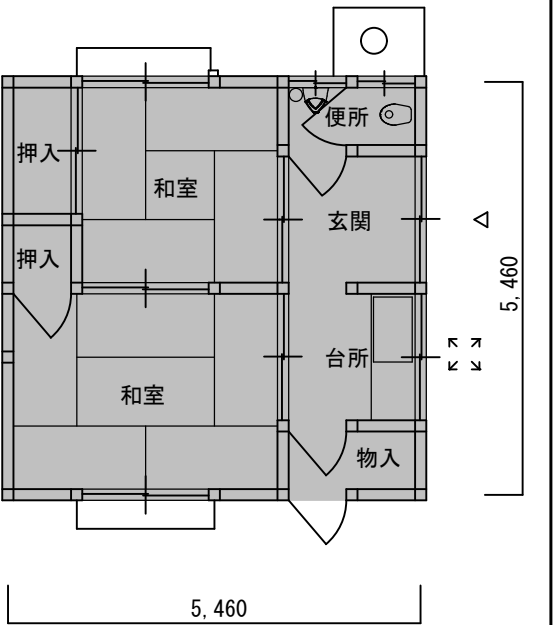
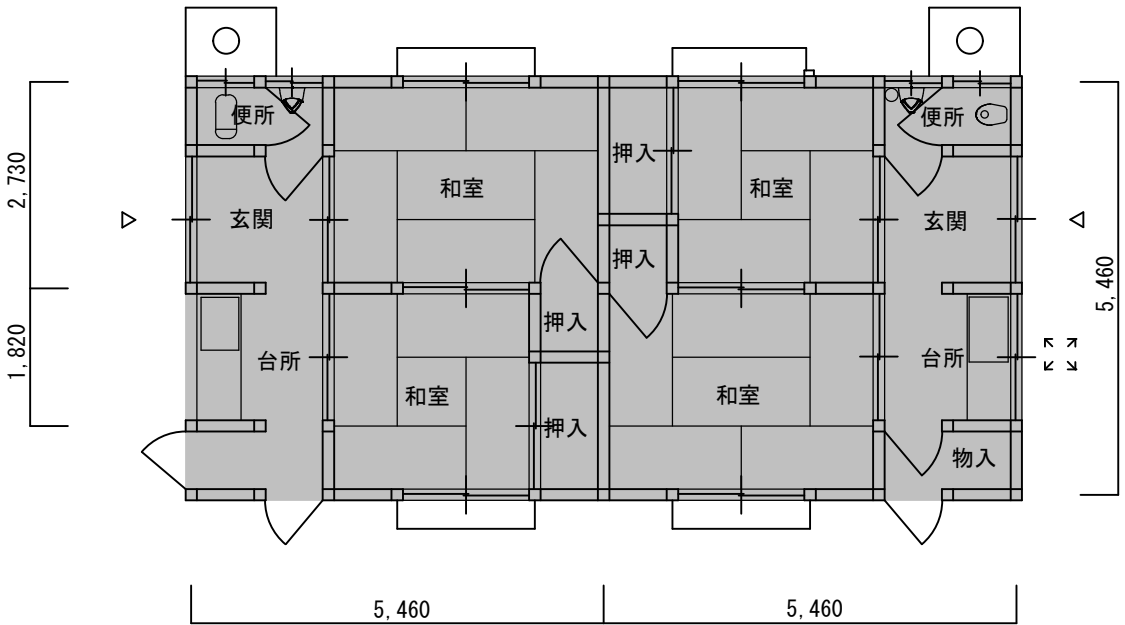
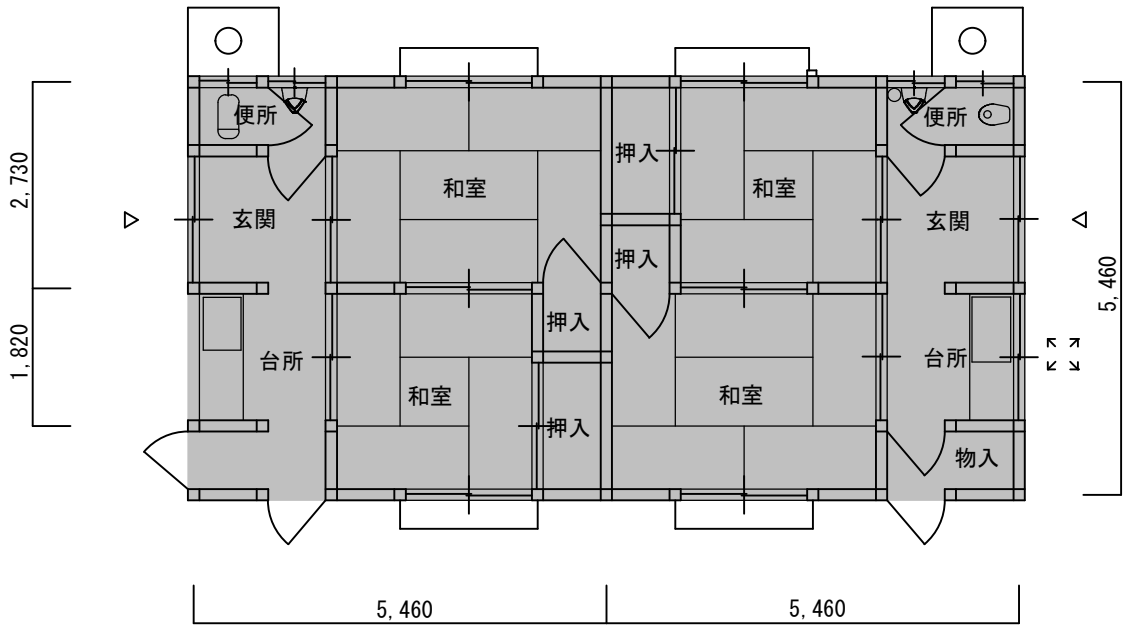
101号

102号

103号

104号

105号



memo : _____



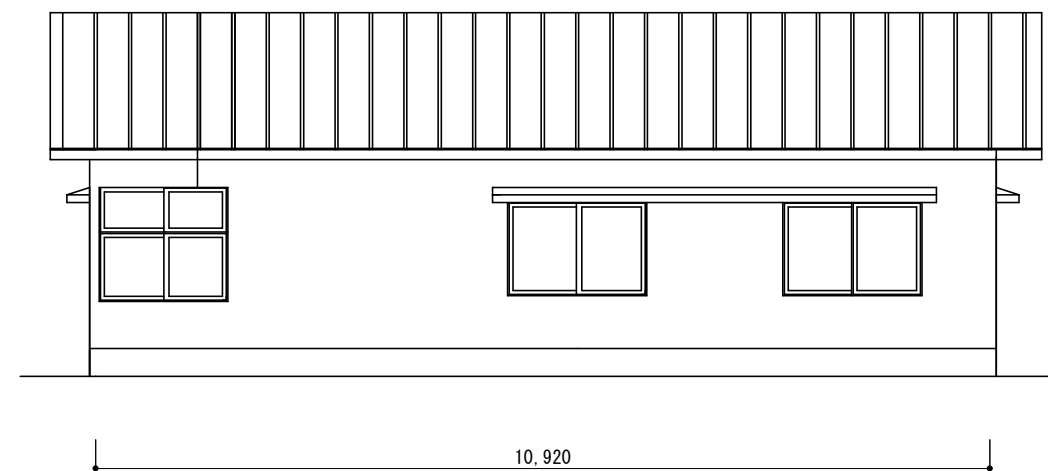
庄 原 市
SHOBARA CITY

project 三坂公営住宅解体撤去工事
subject 平面図

scale 1:200
date No. 3



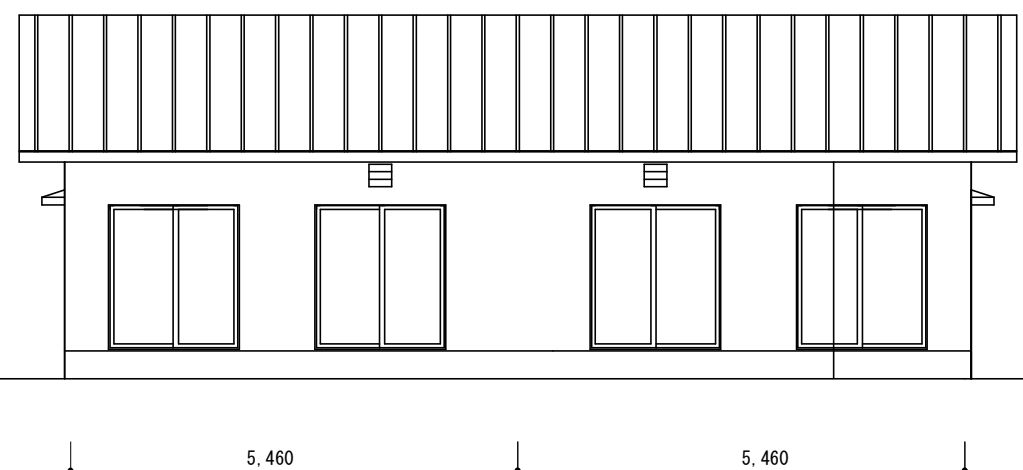
西側立面図



北側立面図



東側立面図



南側立面図

memo:



庄原市
SHOBARA CITY

project	三坂公営住宅解体撤去工事	scale	date
subject	立面図	1:200	No. 4